

処分基準整理票

処分の内容	下水の排除に関する改善命令等		
根拠法令及び条項	下水道法第37条の2 那覇市下水道条例第31条		
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 使用者が指導に対して適切な対応を行わずに、直罰基準（下水道法第12条の2第1項の規定により下水道法施行令第9条の4で定める基準又は同法第12条の2第3項の規定により那覇市下水道条例第26条で定める基準をいう。以下同じ。）に適合しない下水を特定事業場から公共下水道へ排除した場合又は排除するおそれがある場合は、同法第37条の2の規定によりその使用者に対し期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理方法の改善を命ずることができる。 下水道法 第37条の2（別紙のとおり） 下水道法施行令 第9条の4（別紙のとおり） 那覇市下水道条例 第26条～28条（別紙のとおり）		
処分基準 設定年月日	平成27年2月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道部 料金サービス課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

下水の排除に関する改善命令等

○下水道法

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第十二条の二第三項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

○下水道法施行令

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法 特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一 カドミウム及びその化合物

1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下

二 シアン化合物

1リットルにつきシアン1ミリグラム以下

三 有機燐化合物

1リットルにつき1ミリグラム以下

四 鉛及びその化合物

1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下

五 六価クロム化合物

1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下

六 砒素及びその化合物

1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

1リットルにつき水銀0.005五ミリグラム以下

八 アルキル水銀化合物

検出されないこと。

九 ポリ塩化ビフェニル

1リットルにつき0.003ミリグラム以下

十 トリクロロエチレン

1リットルにつき0.3ミリグラム以下

十一 テトラクロロエチレン

1リットルにつき0.1ミリグラム以下

十二 ジクロロメタン

1リットルにつき0.2ミリグラム以下

十三 四塩化炭素

1リットルにつき0.02ミリグラム以下

十四 一・二・ジクロロエタン

- 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
- 十五 一・一—ジクロロエチレン
- 1リットルにつき1ミリグラム以下
- 十六 シス——・二—ジクロロエチレン
- 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
- 十七 一・一・一—トリクロロエタン
- 1リットルにつき3ミリグラム以下
- 十八 一・一・二—トリクロロエタン
- 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- 十九 一・三—ジクロロプロペン
- 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
- 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- 二十一 二—クロロ—四・六—ビス (エチルアミノ) —s—トリアジン
(別名シマジン) 1リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
- 二十二 S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート
(別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- 二十三 ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- 二十四 セレン及びその化合物
- 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- 二十五 ほう素及びその化合物

河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道 (雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)
又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきほう素230ミリグラム以下

- 二十六 ふっ素及びその化合物
- 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきふっ素15ミリグラム以下
- 二十七 一・四—ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下
- 二十八 フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
- 二十九 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
- 三十 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- 三十一 鉄及びその化合物 (溶解性)
1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
- 三十二 マンガン及びその化合物 (溶解性)
1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
- 三十三 クロム及びその化合物

- 三十四 ダイオキシン類 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
1リットルにつき10ピコグラム以下
- 2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
- 3 第1項第34号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した数値とする。

○那覇市下水道条例

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第26条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。第28条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- 2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により当該下水について前項各号に掲げる事項に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置等)

第27条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設の設置又は必要な措置(次条及び第29条において「除害施設の設置等」という。)をとらなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 糞^{よう}素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第28条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は除害施設の設置等をしてしなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 そ

れぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(改善命令等)

第31条 管理者は、使用者が第27条又は第28条に定める基準に適合しない水質の下水を排除している者に対し、期限を定めて当該下水の水質を改善することを命じ、又は当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。